

老発0331第23号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「災害等による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の
算定基準について」の一部改正について

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部
を改正する政令」（平成26年政令第397号）の施行に伴い、「災害等による介護
保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（平成12年12
月4日付け老発第798号厚生省老人保健福祉局長通知）の一部を別紙のとおり
改正し、本年4月1日から適用することとしました。

ついては、管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対
する周知につき、特段のご配慮をお願いします。

「災害等による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」(平成12年12月4日付け老発第798号厚生省老人保健福祉局長通知)の一部改正についての新旧対照表

改 正 前	改 正 後
災害等による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について (略) 1 (略) 2 交付額の算定の基礎となる保険料の減免基準 (略) (1) (略) (表略) (注) 基準所得金額とは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第5号に規定する基準所得金額をいう。(4)において同じ。 (2)～(4) (略)	災害等による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について (略) 1 (略) 2 交付額の算定の基礎となる保険料の減免基準 (略) (1) (略) (表略) (注) 基準所得金額とは、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第38条第1項第7号に規定する基準所得金額をいう。(4)において同じ。 (2)～(4) (略)

改正後全文

老 発 第 7 9 8 号
平成 1 2 年 1 2 月 4 日

[最終改正] 老 発 0 3 3 1 第 2 3 号
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

災害等による介護保険の保険料の減免に伴う特別調整交付金の
算定基準について

災害被災者等に対し介護保険の保険料の減免を行った場合における財源補てんについては、介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号）第 7 条第 1 号に定めるところにより特別調整交付金の交付が行われるところであるが、当該減免措置の迅速適切な実施と各市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）間における取扱いの均衡を図るため、当該特別調整交付金の算定に当たっては次の基準によることとしたので、貴都道府県内市町村にその周知を図られたい。

記

1 交付対象とする保険料の減免措置

特別調整交付金の交付の対象とする保険料の減免措置は、市町村の区域内に広範囲に発生した災害等により、当該市町村長が必要と認めて、条例に基づき行われたものであり、かつ、市町村民税について同一の事由によって条例に基づき減免の措置がとられている場合であること。

2 交付額の算定の基礎となる保険料の減免基準

保険料の減免額は、次の各号のいずれかに該当するに至った者につき、当該年度分の保険料のうち、災害等を受けた日以後の納期に係る額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とすること。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所有に係る住宅につき震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により受けた損害金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅の価格の10分の2以上である者に対しては、次の前年中の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）の区分により軽減し、又は免除する。

損害 程度 合計所得金額	軽 減 又 は 免 除 の 割 合	
	10分の2以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
基準所得金額未満であるとき	2分の1	全 部
基準所得金額以上であるとき	4分の1	2分の1

- (注) 基準所得金額とは、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第7号に規定する基準所得金額をいう。
(4)において同じ。

- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡した者又は行方不明となった者 全 部
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者 10分の9

- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等による被害を受けた場合に、事業収入の減少による損失額の合計額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が平年における事業収入の額の10分の3以上である者（当該者の合計所得金額のうち、事業所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く。）に対しては、次の前年中の合計所得金額の区分により減額し、又は免除する。

合計所得金額	対象保険料額	軽減又は減免の割合
基準所得金額未満であるとき	災害等を受けた日以降の納期に係る当該世帯の保険料額に前年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じて得た額	全 部
基準所得金額以上であるとき	同 上	10分の8